

令和5年5月1日

保護者の皆様

高鍋町教育委員会 教育長
高鍋町立高鍋西小学校 校長

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症対策についてのご理解とご協力について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より学校へのご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

5類感染症への移行に伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）も改定されましたので、本町においても5月8日以降の対応を以下のとおり行うことといたします。保護者の皆様にもご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、①家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握（検温チェックカード提出は不要）、②適切な換気の確保、③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。また、学校教育活動においては、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としております。学校給食の場面においては、「黙食」は行いません。

2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨いたします。また、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

3 濃厚接触者特定の取扱について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、行動制限及びその協力要請は行われません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等も、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象となりません。

4 その他出席停止等の取扱について

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患があるなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「出席停止」となります。